（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四　恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五　恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六　恩給支給官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務（附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。）を助ける。

［削る］

［削る］

［削る］

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七　情報処理調整官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　国会議員互助年金等の統計に関すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省令第三十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四、六一一人		本省	四、五九〇人	
消防庁	一七四人		消防庁	一七三人	
合計	四、七八五人		合計	四、七六三人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四　恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　同上］

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五　恩給相談官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六　恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二　国会議員の互助年金を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三　国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。

四　国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七　情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

［新設］

［新設］

総務大臣　武田　良太

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四、六一一人		本省	四、五九〇人	
消防庁	一七四人		消防庁	一七三人	
合計	四、七八五人		合計	四、七六三人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。